


債務名義の 事件番号	平成 1 6 年 (ワ) 第 5 4 3 2 号		
執 行 文 債権者は、債務者に対しこの債務名義により強制執行をすることができる。			
債 権 者	(原告) 萬田 太造		
債 務 者	(被告) 難波 さつき		
債務名義に係る請求権の一部 について強制執行をすること ができる範囲	和解条項第 1 項及び第 5 項		
1 承継の事実が明白 (規 17) 2 イ 事実の到来を証する文書の提出 口 承継等を証する文書の提出 八 付与を命ずる判決 (該当する符号を右欄に記載する。)	2 イ	再 度 付 与	
		1	通のう
		2	度目 通
		3	
平成 1 7 年 9 月 1 2 日 大阪地方裁判所第 1 1 民事部 裁判所書記官 法 務 太 郎			
			

* この書面は見本であって、実在のもの的一切
関係ありません。

By 安達司法書士

<http://www.adachi-shihoshoshi.com/>